



三重県公報

令和6年11月19日（火）

第 568 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則2-0（三重県人事委員会議事規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
	告 示		
785	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（健 康 推 進 課）	2
786	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（治 山 林 道 課）	3
	公 告		
	公共測量を実施する旨の通知	（公 共 用 地 課）	9
	同件	（ 同 ）	9
	公共測量が終了した旨の通知	（ 同 ）	9
	同件	（ 同 ）	10
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	（都 市 政 策 課）	10
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	（文 化 振 興 課）	10
	同件	（美 術 館）	11
	同件	（ 同 ）	11
	同件	（ 同 ）	11
	同件	（ 同 ）	11

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第五項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二一〇（三重県人事委員会議事規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十一月十九日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則二一〇（三重県人事委員会議事規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二一〇（三重県人事委員会議事規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定例会) 第三条（略） 2 <u>委員長が必要であると認めたときは、委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、定例会に出席することができる。</u> (臨時会) 第四条（略） 2 （略） 3 <u>前条第二項の規定は、委員が臨時会に出席する場合について準用する。</u>	(定例会) 第三条（略） (臨時会) 第四条（略） 2 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 785 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 11 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	こもの心身クリニック	三重郡菰野町大字菰野 9597	令和 6 年 11 月 1 日
病院・診療所	ベルケアクリニック	鈴鹿市加佐登 3 丁目 10 番 37 号	令和 6 年 11 月 1 日
病院・診療所	三重 N K T クリニック	津市栗真中山町 202 番地	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	さんあい薬局株式会社 東員店	員弁郡東員町大字長深字屋敷 885-5	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田調剤薬局 大台店	多気郡大台町佐原 457-21	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	宮後ひよこ薬局	伊勢市宮後 3 丁目 2-11	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田調剤薬局 うらのはし店	伊勢市常磐 2 丁目 6-27	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田調剤薬局 ハート店	伊勢市御菌町長屋 2002-1	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	村田薬局 ハロー店	鳥羽市大明西町 1-1	令和 6 年 11 月 1 日
薬局	株式会社ウィーズ村田調剤薬局 鵜方店	志摩市阿児町鵜方 3009-34	令和 6 年 11 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションひごと	亀山市東町一丁目 7 番 4 号	令和 6 年 11 月 1 日

訪問看護	訪問看護ステーション ジュエル	伊賀市桐ヶ丘5丁目185番地	令和6年11月1日
訪問看護	紀宝町訪問看護ステーション	南牟婁郡紀宝町鶴殿1190番地	令和6年11月1日

三重県告示第786号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和6年11月19日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

1 通知することができない者の氏名

市川 ゑみ子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字水晶山794の1、796

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

西村 良則

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字水晶山809

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の名称

株式会社一晃興産

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字水晶山812

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

原田 保基

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低 635 の 108

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

原田 庄平

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低 635 の 121

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

吉田 寛

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低 635 の 140

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

笹間 啓作

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低 635 の 155、635 の 156

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

村田 健治

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低 635 の 168、635 の 171

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 9

1 通知することができない者の氏名

山中 秀雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

山中 はる子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

中川 助太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 12

1 通知することができない者の氏名

天野 丹蔵

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 9

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 13

- 1 通知することができない者の氏名

天野 孝郎

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 13

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 14

- 1 通知することができない者の氏名

片岡 ふみ

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 28

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 15

- 1 通知することができない者の氏名

山中 秀雄

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 30

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 16

- 1 通知することができない者の氏名
片岡 憲一
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市両尾町字奥南谷 750 の 31
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 17

- 1 通知することができない者の氏名
若林 主雄
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市両尾町字奥南谷 751 の 7
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 18

- 1 通知することができない者の氏名
岩田 熊橋
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市両尾町字奥南谷 751 の 7
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 19

- 1 通知することができない者の氏名

豊田 幸平

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 754 の 3、754 の 4

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和6年11月19日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間

令和6年7月22日から同年11月25日まで

3 作業地域

度会郡南伊勢町伊勢路

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和6年11月19日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(数値図化測量)

2 作業期間

令和6年11月18日から同年12月27日まで

3 作業地域

度会郡南伊勢町の一部

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年9月24日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所長から通知がありました。

令和6年11月19日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量及び3級水準測量)

2 作業地域

四日市市東邦町、同市塩浜町及び同市石原町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年11月5日に終了した旨、三重県伊勢農林水産事務所長から通知がありました。

令和6年11月19日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
 志摩市磯部町栗木広

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、多度町小山土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和6年11月19日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
 多度町小山土地区画整理組合
 桑名市多度町小山台一丁目36番地1
- 2 事業施行期間
 平成12年6月20日から令和9年3月31日まで
- 3 施行地区
 東工区
 桑名市多度町小山字西谷通、字東谷通、字貝殻谷及び字中之谷の各一部並びに多度字祢宜谷の一部
 西工区
 桑名市多度町小山字西塚原、字東塚原、字西谷通、字貝殻谷、字中之谷及び字大谷の各一部
- 4 設立認可の年月日
 平成12年6月20日
- 5 変更の内容
 資金計画書の変更
- 6 変更認可の年月日
 令和6年11月19日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年11月19日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和6年度環生第14号三重県総合文化センターハロゲン化物消火設備更新 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和6年11月6日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市小杉町329番地の5
東報電産株式会社 代表取締役 安達 耕平 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 43,857,000 円
契約金額 48,242,700 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |

7 入 札 公 告 日 令和 6 年 9 月 13 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立美術館展示ケース貸貸一式 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市大谷町 11 番地
三重県立美術館 総務課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 6 年 9 月 25 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市安島一丁目 2 番 25
NX・TCリース&ファイナンス株式会社三重営業所 所長 坂野 正幸 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 95,904,000 円
契約金額 105,494,400 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 8 月 6 日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立美術館展示室照明 LED 化業務（企画展示室） |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市大谷町 11 番地
三重県立美術館 総務課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 6 年 10 月 25 日 |
| 4 | 落 札 者 | 東京都台東区西浅草二丁目 8 番 10 号
有限会社KAMEDEN 代表取締役 高橋 裕司 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 77,300,000 円
契約金額 85,030,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 9 月 13 日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立美術館展示室照明 LED 化業務（常設展示室） |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市大谷町 11 番地
三重県立美術館 総務課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 6 年 10 月 25 日 |
| 4 | 落 札 者 | 東京都台東区西浅草二丁目 8 番 10 号
有限会社KAMEDEN 代表取締役 高橋 裕司 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 83,500,000 円
契約金額 91,850,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 9 月 13 日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立美術館展示室照明LED化業務（記念館棟展示室） |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市大谷町 11 番地
三重県立美術館 総務課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和 6 年 10 月 25 日 |
| 4 | 落 札 者 | 東京都台東区西浅草二丁目 8 番 10 号
有限会社KAMEDEN 代表取締役 高橋 裕司 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 51,500,000 円
契約金額 56,650,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 9 月 13 日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
